

死亡届を提出された方へ

～手続きの案内～

階 上 町

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

TEL 0178-88-2111 (代表) FAX 0178-88-2117

町ホームページ <http://www.town.hashikami.lg.jp>

- ◆手続きの受付時間は8:15～17:00です
- ◆手続きに使用するため、お急ぎで戸籍謄本（全部事項証明書）・抄本（個人事項証明書）が必要な方は、町民生活課窓口で予約をしてください。
死亡届出後の記載には数日を要します。
- ◆死亡届出後の手続きについてまとめております。該当する方は、担当課にて手続きを済ませてください。
(手続きの詳細などについては、担当課へお問合せください。)

□ 火葬料補助金を申請する方

手続き	火葬料補助金の交付申請
必要なもの	①斎場使用許可証（原本）、②火葬料の領収書（原本）、③申請者の印鑑、 ④申請者（死亡届の届出人）の通帳 ※①と②は火葬時に斎場より発行されます。
手続場所	役場 1 階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872

□ 交通災害共済に加入していた方（交通事故で死亡された方）

手続き	弔慰金の請求
必要なもの	①交通事故証明書、②死体検案書又は死亡診断書、③交通災害共済加入票、④ 印鑑、⑤受取人の通帳 ※①と②は写しでも可。ただし、保険会社等の原本証明が必要となります。
手続場所	役場 1 階 町民生活課生活環境グループ ☎0178-88-2119
備考	請求は、交通事故に遭った日から 1 年以内となります。 状況により必要なものは異なりますので、事前にお問い合わせください。

□ 階上町国民健康保険に加入していた方

手続き	保険証の返還、葬祭費の申請
必要なもの	保険証、葬祭執行者の印鑑、葬祭執行者名義の口座番号がわかるもの
手続場所	役場 1 階 健康福祉課健康増進グループ ☎0178-88-2219

□ 国民年金に加入していた方

手続き	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の受給申請など
必要なもの	年金手帳、印鑑など
手続場所	役場 1 階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872

□ 国民年金を受給していた方

手続き	年金受給者死亡届、未支給年金の請求など
必要なもの	亡くなった方の年金証書、請求者の印鑑、請求者名義の通帳、 亡くなった方と請求者の住民票、亡くなった方と請求者の関係がわかるもの
手続場所	役場 1 階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	請求者により必要なものは異なりますので、事前にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入していた方

手続き	保険証の返還、葬祭費の申請
必要なもの	保険証、葬祭執行者の印鑑、葬祭執行者名義の口座番号がわかるもの、葬祭執行者が確認できるもの（会葬礼状や葬祭費に係る領収書等）
手続場所	役場 1 階 健康福祉課健康増進グループ ☎0178-88-2219

介護保険被保険者証の交付を受けていた方

手続き	保険証の返還
必要なもの	保険証
手続場所	役場 1 階 健康福祉課介護グループ ☎0178-88-2115

恩給受給・援護年金受給していた方

手続き	以下の部署への連絡が必要です。 【恩給受給者が死亡】総務省 人事恩給局 ☎03-5273-1400 【援護年金受給者が死亡】厚生労働省 社会・援護局援護課 ☎03-5253-1111
必要なもの	恩給証書の記号番号がわかるもの

印鑑登録をされていた方

手続き	印鑑登録証の返還（ご遺族で破棄していただいても可）
必要なもの	印鑑登録証
手続場所	役場 1 階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872

住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続き	住民基本台帳カードの返還
必要なもの	住民基本台帳カード
手続場所	役場 1 階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872

（マイナンバーの）通知カード、個人番号カードをお持ちだった方

手続き	通知カード、個人番号カードの返還
必要なもの	通知カード、個人番号カード
手続場所	役場 1 階 町民生活課戸籍住民グループ ☎0178-88-2872
備考	生命保険の請求等、手続きによっては亡くなった方のマイナンバー（個人番号）が必要となることがあります。手続きが済んでから、ご遺族で破棄していただくか、町の窓口へ返還してください。

身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳をお持ちだった方

手続き	身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳の返還
必要なもの	身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛護手帳、印鑑
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた方

手続き	資格喪失の届出
必要なもの	事前に健康福祉課福祉グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

特別児童扶養手当を受給していた方、対象児童の方

手続き	資格喪失の届出・未支払手当の請求
必要なもの	事前に健康福祉課福祉グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

心身障害者扶養共済に加入していた方、受取人の方

手続き	死亡の届出
必要なもの	健康福祉課福祉グループまでお問い合わせください
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

高齢者運転免許証自主返納支援事業証明書をお持ちだった方

手続き	高齢者運転免許証自主返納支援事業証明書の返還
必要なもの	高齢者運転免許証自主返納支援事業証明書 未使用の高齢者運転免許証自主返納支援事業階上町コミュニティバス専用回数券
手続場所	役場 1 階 町民生活課生活環境グループ ☎0178-88-2119

緊急通報装置を借りていた方

手続き	緊急通報装置の返還
必要なもの	事前に健康福祉課介護グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 1 階 健康福祉課介護グループ ☎0178-88-2115

児童扶養手当を受給していた方、対象児童の方

手続き	資格喪失又は額改定の届出、未支払手当の請求
必要なもの	事前に健康福祉課福祉グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

児童手当（特例給付）を受給していた方

手続き	未支払手当の請求
必要なもの	対象児童の通帳、印鑑
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

ひとり親家庭等医療費を受給していた方

手続き	受給資格喪失の届出
必要なもの	受給資格証、印鑑
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

母子又は父子世帯、児童のみの世帯となった方

手続き	児童扶養手当の請求、ひとり親家庭等医療費・遺児入学祝金等の申請
必要なもの	ご家庭の状況により異なりますので、健康福祉課福祉グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641
備考	手当については、遺族年金との併給はできません。 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費は 18 歳まで、遺児入学祝金等の支給は義務教育修了までとなります。

乳幼児医療費を受給していた方

手続き	乳幼児医療費受給資格変更・消滅の届出
必要なもの	受給資格証、乳幼児の保険証、印鑑
手続場所	役場 1 階 健康福祉課健康増進グループ ☎0178-88-2162

子ども医療費を受給していた方

手続き	子ども医療費受給資格変更・消滅の届出
必要なもの	受給資格証、子どもの保険証、印鑑
手続場所	役場 1 階 健康福祉課健康増進グループ ☎0178-88-2162

保育所等入所児童と同居していた方

手続き	入所児童の同居者死亡の届出
必要なもの	印鑑
手続場所	役場 1 階 健康福祉課福祉グループ ☎0178-88-2641

固定資産を所有されていた方

手続き	納税通知書の送り先の届出
必要なもの	印鑑
手続場所	役場 1 階 税務課賦課グループ ☎0178-88-2129
備考	未登記家屋を所有している場合は、名義変更の届出が必要になります。

死亡者名義の口座から町税・国保税を口座振替していた方

手続き	町税等口座振替の解約
必要なもの	—
手続場所	役場 1 階 税務課収納グループ ☎0178-88-2114
備考	新たに口座振替を御希望の方は、金融機関や郵便局での手続きが必要になります。

バイク（排気量 125cc 以下）を所有していた方

手続き	バイクの名義変更や廃車申請
必要なもの	ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑
手続場所	役場 1 階 税務課収納グループ ☎0178-88-2114
備考	状況により必要なものは異なりますので、事前にお問い合わせください。

犬を飼っていた方

手続き	飼い犬の登録事項の変更
必要なもの	—
手続場所	役場 1 階 町民生活課生活環境グループ ☎0178-88-2119

農地を所有していた方

手続き	農地の相続人の届出
必要なもの	印鑑
手続場所	役場 1 階 農業委員会 ☎0178-88-2946

森林を所有していた方

手続き	森林の土地の所有者変更の届出
必要なもの	事前に産業振興課農林グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 2 階 産業振興課農林グループ ☎0178-88-2116
備考	国土利用計画法に基づく土地売買契約届出をした場合は、届出は不要です。

□ 町営住宅に入居していた方

手続き	町営住宅入居者異動又は入居継続の申請
必要なもの	事前に建設課監理グループまでお問い合わせください。
手続場所	役場 2 階 建設課監理グループ ☎0178-88-2118

□ 水道を使用していた方

手続き	水道の使用中止又は使用者及び支払者名義変更、所有者変更届（給水装置が自己所有の方）など
必要なもの	—
問い合わせ先	八戸圏域水道企業団料金課(八戸市南白山台一丁目 11 番 1 号) ☎0178-70-7010

□ 公共下水道又は漁業集落排水を使用していた方

手続き	公共下水道又は漁業集落排水に係る変更
必要なもの	—
手続場所	役場 2 階 建設課下水道グループ ☎0178-88-2120
備考	公共下水道受益者負担金・分担金を支払中の場合は、建設課下水道グループまでお問い合わせください。

□ 個人住民税（町民税・県民税）が課税される方

手続き	納税通知書の送り先人（相続人）の届出
必要なもの	印鑑
手続場所	役場 1 階 税務課賦課グループ ☎0178-88-2129
備考	個人住民税は、1 月 1 日（賦課期日）現在、階上町に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方（納税義務者）に課税されます。このため、1 月 2 日（賦課期日の翌日）以降に納税義務者が亡くなられた場合には、相続人が納税の義務を引き継ぐことになり、納税通知書の送り先人（相続人）の届出が必要になることがあります。

□ 土地、建物を所有していた方

手続き	土地・建物の相続手続き
必要なもの	—
手続場所	青森地方法務局 ☎0178-24-3346
備考	土地・建物の相続手続きについては、法務局にお問い合わせください。

平成 29 年 5 月 10 日 作成